

# 第 11 回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和 2 年 11 月 25 日 (水) 13 時 30 分から

2. 開催場所 世羅町役場南館 3 階 会議室 2

3. 出席委員 13 人

会長 1 番 内海 武博

会長職務代理者 2 番 作田 博 3 番 折元 文則

委員 4 番 上野 悟 5 番 安井 弘之 6 番 夏見 弘則

7 番 得納 逸二 8 番 宮丸 和也 9 番 鈴木 義昭

10 番 荻田 光 12 番 吉儀 良弘 13 番 桜井 陽子

14 番 島津 健治

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 11 番 岡田 典子

5. 議事録署名委員の指名 10 番 荻田 光 12 番 吉儀 良弘

6. 議事日程

## 第 1 付議事項

議案第 64 号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について

議案第 65 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (12 件 30 筆)

議案第 66 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について (2 件 3 筆)

議案第 67 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (2 件 6 筆)

議案第 68 号 非農地証明申請について (4 件 4 筆)

## 第 2 協議事項

(1) 下限面積 (別段の面積) の設定について

## 第 3 報告事項

(1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について

(2) 農地改良届出について

(3) 農地法第 5 条の規定による意見聴取について (回答)

(4) 農業相談について

## 第 4 連絡事項

(1) 今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 飯塚安生

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課 山下裕也

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容 (議長 1 番 内海 武博)

(開会)

13 時 30 分

事務局 それでは失礼いたします。定刻となりましたので只今から第 11 回の総会の方、開催したいと思います。開会にあたりまして、注意、連絡事項を申し上げます。総会中は携帯電話の電源を切るか、マナーモードにして頂きますようお願いいたします。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退

席をして頂きますよう、お願いいたします。それから、議案の訂正をお願いいたします。114 ページの 12 月総会の日付を 12 月 21 日（月）に訂正をお願いいたします。よろしく申し上げます。それでは会長のご挨拶の方をお願いいたします。

会長

改めまして皆さんこんにちは。日頃の農作業、まだまだ続いているようでご苦労さまです。手元にお配りしました 20 年産米作況 99 ということで、先月お渡しした資料は 101 でございましたけれど、下方修正 99 となりました。これの要因としては 2 段目ぐらいに書いてありますけど、西日本を中心としたトビイロウンカの被害、九州における台風 9、10 号の潮風害の影響が出たためと言うふうなことを書いてあります。その横にトビイロウンカ各地で被害と言うのが入っていましたのでこれも添付してはいますが、非常に奈良県では大きい被害が出ていると言うようなことが報告されているようです。99 が全国の見通しですけれども、我が中国地方は 92、九州は 85 と言うふうなこと、山口県は 73 これがトビイロウンカの影響と言うふうなことで、非常に作況指数としては悪くなっているというのが現状でございました。それから、農家生活の法律相談というふうなことが出ていましたので、これも添付させてもらいまして、法改正された公証人による保証意思の確認手続きという様なことで、しょっちゅうあったら困りますけれども、保証人になってほしい、というふうな話があった時にですね、今は事前の意思確認でと言うふうなことで、保証人のリスクを回避するような事が記事に載っていましたので、これも皆様とのお手元に配らせて頂きました。保証人の中でも連帯保証人になりますと、非常に責任が重うございまして、そのようなことがあった場合には、よくよく熟慮された方がいいのかなとというふうに思う次第でございます。

それですね、今日、岡田委員さんが欠席されております。

お互いに健康には、十二分に気を付けて頂いて、無事に、健康で、業務にあたってもらえればと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは第 11 回の農業委員会総会を開催いたします。本日の出席委員は 13 人、欠席の報告が先ほど言いました、岡田委員さんからありました。世羅町農業委員会会議規則第 6 条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立をいたします。本日の総会の議事録署名は、10 番の荻田光委員さん、12 番の吉儀良弘委員さんをお願いをします。

（報告事項）

議長

はい、それでは、付議事項に入る前に、他の権利設定の関係から「報告事項（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局

はい、それでは失礼いたします。議案集の 108 ページをお開きください。「報告事項（1）農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」です。1 件目、■■■さんと■■■さんの件につきましては、■■■さんの方が、農地を売買されるための合意解約です。2 件目、■■■さんと■■■さんにつきましては、自分で耕作をされるための解約、3 件目の■■■さんと■■■さんの案件、こち

らも売買ということです。1 件目と 3 件目はこの後 3 条の方で申請が出てまいります。報告につきましては以上です。

(付議事項)

(議案第 64 号)

議長 はい、それでは、議案第 64 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を議題といたします。この議案は世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められております。この件については、世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課 失礼いたします。産業振興課産業振興係の山下と申します。よろしくお願いたします。それでは議案第 64 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」のご説明をさせていただきます。農業振興地域整備計画変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律、施行令により農業委員会の意見を聞く事となっておりますので、この度、意見照会するものでございます。お手元の資料 1 ページが、今回の世羅農業振興地域整備計画変更理由書の概要となっております。農用区域から除外するものは 2 件 3 筆、面積 1,576 m<sup>2</sup>、除外理由の内訳は、太陽光パネル発電設備設置 1 件、宅地用地 1 件でございます。なお、この度農用区域へ編入するものはございません。3 ページをお開きください。横にしてご覧ください。なお 5 ページからは位置番号順に位置図を付けておりますので、併せてご確認ください。最後の A3 の地図には、おおよその場所がわかるよう印を付けております。今回、世羅農業振興地域農用区域から除外しますものは次のとおりです。位置番号 1 大字西上原字野市 1366-3、1366-9 合計面積 380 m<sup>2</sup>、除外理由は宅地用地でございます。位置番号 2 大字西上原字野市 1387-1 面積 1,196 m<sup>2</sup>、除外理由は太陽光パネル発電設備設置でございます。以上除外します合計面積は 1,576 m<sup>2</sup>でございます。今回除外しますものは、農振法第 13 条第 2 項のすべての要件を満たしております。以上、世羅農業振興地域整備計画変更の案件でございます。これで説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 はい、原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。

議長 採決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、有り難うございます。賛成多数により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。有難うございました。

(産業振興課担当者退室)

(議案第 65 号)

議長 それでは、議案第 65 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」12 件 30 筆を議題とします。新型コロナウイルス対応のため、推進委員さんは 1 名のみ入室して、事務局の説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。また待機場所が密となるため、報告が終わられまし

た推進委員はお帰り頂くこととしますのでよろしくお願ひします。

(議案第 65 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	理由(渡・受人)	現地調査委員	現況地目	地籍
■■■■	■■■■	(渡)財産処分。 (受)菜園とするため購入する。(空き家バンク)	勝見・黒木啓・藤高	畑 1 筆	211 m <sup>2</sup> 下限面積 (別段面積設定)
■■■■	■■■■	(渡)高齢で管理できない。 (受)自宅に近いため引き続き耕作する。	勝見・黒木啓・藤高	田 1 筆 畑 1 筆	2,690 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡)高齢で管理できない。 (受)規模拡大	勝見・黒木啓・藤高	田 3 筆 畑 1 筆	6,277 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡)自宅から離れ耕作不便。 (受)規模拡大	藤高・勝見・黒木啓	畑 1 筆	253 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡)遠方で管理できない。 (受)規模拡大	相良・稲田・下原	田 1 筆	839 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡)遠方で管理できない。 (受)現在耕作中、購入して耕作する	相良・稲田・下原	田 1 筆	1,125 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡)財産処分 (受)規模拡大	松尾・垣内	田 6 筆	2,812 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡)財産処分 (受)規模拡大	松尾・垣内	田 1 筆	1,406 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡)財産処分 (受)規模拡大	松尾・垣内	田 4 筆	2,641 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡)財産処分 (受)規模拡大	松尾・垣内	田 2 筆	1,515 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡)耕作困難、後継者がいない。 (受)規模拡大	上羽場・亀田・正迫	田 4 筆 畑 1 筆	4,874 m <sup>2</sup>
■■■■	■■■■	(渡)規模縮小 (受)規模拡大	若山・溝上・下野	田 2 筆	2,053 m <sup>2</sup>

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いいたします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明をお願いします。

事務局 はい、議案集の 1 ページをお開きください。議案第 65 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。(1 から 3 件目について議案集により朗読説明。)

議長 はい、1 から 3 件目について勝見委員より報告をお願いします。

勝見委員 22 日に黒木委員と藤高委員と 3 人で現地を確認いたしました。3 件とも特に問題はありませぬ。1 件目、■■■■さんの場合は空き家バンクの案件でありま

す。3件目、■■■■■さんの場合は■■■■■さんが妹さんでありますので■■■■■さんが高齢で入院されていますので、自宅がもう空き家状態になっております。2件目■■■■■については、現在耕作されておりますので、引き続き作るということで、譲渡になっているようです。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑はないようなので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員さんの入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、2ページをお開きください。それでは4件目です。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、4件目について黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 11月22日藤高委員、勝見委員と現地の確認を行っております。現況は、ずっと畑地として野菜等の作付けがされておりまして、きちんとした管理が行われております。先ほどありましたように、近くの■■■■■さんの方への譲渡ということで特に問題はないと思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、同じく2ページ目の5件目と6件目について説明いたします。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、5件目と6件目について相良委員より報告をお願いします。

相良委員 はい、相良と申します。よろしく願いいたします。今、事務局より上程がありました。No.5とNo.6を一緒に説明をさせて頂きたいと思いますがよろしいでしょうか。(はい、の声) それでは11月16日月曜日に稲田さん、下原さん、両委員と3名で現地確認いたしました。■■■■■さんは、元気でまだ頑張っておられますし、また、■■■■■さんも米作りでは、情熱を感じます。また、■■■■■さんにつきましては、2年連続で申請をされておりますし、申請地につきましては以前と、今、事務局の説明がありましたように、■■■■■さんが米作りをされておられて、見させて頂いたんですが、問題の無い案件だと思っておりますので、ご審議をよろしく願いいたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員の方からの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。（推進委員退席）

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 3 ページ目になります。（7 件目から 10 件目まで、議案集により朗読説明。）いずれも、今後行われる西大田地区のほ場整備の際には財産処分をしたいので、現在耕作されている■■■■■が取得されるということで申請がされたものです。

議長 はい、7 件目から 10 件目について松尾委員さんより報告をお願いします。

松尾委員 はい、それでは失礼いたします。11 月 21 日、8 時に私と垣内さん 2 名で現地確認いたしました。農地の現状については水稻が作付けされておりまして、その他特に気になる点はございませんでした。以上で確認したことを報告いたします。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。（推進委員退席）

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 4 ページの 11 件目になります。（議案集により朗読説明。）

議長 はい、11 件目について上羽場委員より報告をお願いします。

上羽場委員 はい、ご報告いたします。上羽場でございます。11 月 21 日 16 時より亀田、正迫両委員と共に現地を確認いたしました。5 筆になっておりますけど実際には 3 つの区画に分かれておりまして、いずれもちゃんと管理されて、何も問題はないと見られました。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 はい。質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。（推進委員退席）

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。（推進委員入室）

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは 12 件目です。（議案集により朗読説明。）

議長 はい、12 件目について若山委員より報告をお願いします。

若山委員 はい、11 月 22 日に溝上さん、下野さん、若山 3 名で現地を確認しました。■■■■■の方につきましては、田圃の中に花木が植え付けられていて、畦畔が完全に取り除かれていましたので、水田としては利用できないので、譲受人に確認したところ、アスパラを植えるということなんで、畦畔がなくても畑として利用するという事です。もう 1 件、■■■■■番地につきまし

ては、現地確認したところ、現在、銀杏の木が植えてありました。それと、畦畔の一部が、墓地へ出入りする道になっていて多分地目は変更してないんじゃないかと思いますが、多少は高くなっている感じなんですけど、一応、銀杏を植えるということで、銀杏の木が5、6本植え付けされていました。以上です。他に問題ありません。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方は、ご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退席)

議長 はい、それでは、採決をとります。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員挙手により、申請どおり許可するものとして、取り扱います。

(議案第66号)

議長 続きまして議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」2件3筆を議題といたします。

(議案第66号農地法第4条の規定による許可申請内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
■■■■■	田 72㎡	墓地及び進入路	黒木啓・勝見・藤高	現 畑 第2種農地 農用地区域外
■■■■■	田 107㎡	墓地 (始末書提出)	原田・黒木和・黒木清	現 墓地 第2種農地 農用地区域外

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは議案集の58ページをお開きください。議案第66号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。1件目(議案集により朗読説明。)

議長 はい。続いて現地調査をして頂きました、推進委員の報告を案件ごとに受けたいと思います。1件目について黒木啓之委員より報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、11月22日、藤高委員、勝見委員と共に現地の確認を行っております。現況は畑として管理されておりまして、■■■■■さんの家でご不幸がありまして、山の中にあつた墓地を、自宅横に移されるということでの申請で、現状を確認した限り、特に問題はないと言うふうに判断しております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございます。

ました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは2件目になります。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、2件目について黒木清毅委員より報告をお願いします。

黒木清委員 はい、それでは、■■■■さんの関係でございますが、11月の21日、原田委員、黒木和昭委員そして私、黒木ですが3名で確認をいたしました。先ほど説明がありましたようにありましたように、すでに墓地として19年頃にやられた言うふうな事で、非常に立派な墓でございます。と言いますのも8月にですね、ちょうど、荒廃地の巡回したときに農業委員会長になられた内海さんと話されて、「適正な処理をなさいよ」と言うふうな事で、今回、こういった申請が出たと思いますが、何ら問題ないんじゃないかというふうに思います。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明・現地調査委員からの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 それでは、採決をとります。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第67号)

議長 続きまして議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」2件6筆を議題とします。

(議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」の内容)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備考
■■■■ (所有権移転)	■■■■	田1筆 203㎡	農業倉庫	真野・鍛冶谷・梅田	第2種農地 農用地区域 用途区分変更済
■■■■ (賃貸借権設定)	■■■■	田5筆 6,575㎡	太陽光発電設備	松尾・宮迫・垣内	第2種農地 農用地区域除外済

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 議案集75ページをお開きください。議案第67号「農地法第5条の規定による許可申請について」です。1件目、(議案集により朗読説明。)

議長 はい、1件目について真野委員さんより報告をお願いします。

真野委員 はい、この件につきましては、11月22日午前8時から、鍛冶谷推進委員さんと梅田推進委員さんの元で現地を確認しております。地図上で見ましても、■■■■いう地区なんですけれども、町道■■■■号線のその上、道上1.5mぐらい



上になりますけれども、2 畝の農地です。先ほど言われましたように、県の補助で、多面事業で地域内に入っていましたところを外しております。用途は倉庫なんですけれども、5 年以上になりますけれども、自己保全で、ずっと作られてない場所で、別段、水路等も現地を確認したところ、大丈夫だと思います。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑が無いので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは、事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは 2 件目です。丸付き数字ということで、こちらにつきましては広島県農業会議への意見聴取案件となります。(議案集により朗読説明。)

議長 はい、2 件目について松尾委員より、報告をお願いします。

松尾委員 はい、11 月 21 日私と宮迫調査委員、垣内調査委員 3 名にて、現地に行きましたところ、申請地はですね、現状のまま利用する言う事でございます。造成・整地はしないということでございます。土砂の流出等につきましては、特に被害の恐れはないので、現状のまま使用する。2 番目にですね、農地の日照、通風に影響があるかということですが、これは特に影響はないということです。用水につきましては、用水は必要でない。排水計画については自然流下して水路へ放出する。汚水・生活雑排水処理につきましては、汚水等は発生しないということです。以上のことを確認いたしましたので報告させていただきます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんでしょうか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑が無いので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 それでは、採決をとります。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。 (挙手全員)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

(議案第 68 号)

議長 続きまして、議案第 68 号「非農地証明申請について」、4 件 4 筆を議題といたします。

(議案第 68 号非農地証明申請について内容)

申請人	当該農地	地目地籍	かい廃年月日	証明を受けようとする理由	現地調査委員
■■■■■	大字■■■■■ 字■■■■■	田 1 筆 179 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H2 年頃	地目変更	勝見・黒木啓・藤高

	大字 [REDACTED] [REDACTED] [REDACTED]	田 1 筆 1,266 m <sup>2</sup> (現況山林)	H2 年頃	地目変更	勝見・黒木啓・藤高
	大字 [REDACTED] [REDACTED]	田 1 筆 72 m <sup>2</sup> (現況雑種地)	H5 年頃	地目変更	黒木啓・勝見・藤高
	大字 [REDACTED] [REDACTED]	畑 1 筆 94 m <sup>2</sup> (現況宅地)	S47 年頃 (始末書提出)	地目変更	原田・黒木和・黒木啓

- 議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案集 91 ページをお開きください。議案第 68 号「非農地証明申請について」です。(1 件目と 2 件目について議案集により朗読説明。)
- 議長 はい、続いて現地調査をして頂きました推進委員の報告を受けたいと思います。1 件目、2 件目について、勝見委員より報告をお願いします。
- 勝見委員 はい、22 日に黒木委員と藤高委員と現地を確認いたしました。2 件とも現状農地と認められないような状況であります。特に問題はありません。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)
- 議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、それでは 3 件目になります。(議案集により朗読説明。)
- 議長 はい、3 件目について、黒木啓委員より報告をお願いします。
- 黒木啓委員 はい、先ほど説明がありましたように、第 4 条で墓地への転用というところで確認をしていたら、自宅の庭の一部が農地だったということで、今回申請になっております。確認は 11 月 22 日藤高委員、勝見委員と共に行っております。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。(推進委員退室)
- 議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、92 ページをお開きください。4 件目になります。(議案集により朗読説明。)隣接する宅地の駐車場として利用しており、始末書が提出されております。
- 議長 はい、4 件目について、黒木清毅委員より報告をお願いします。
- 黒木清委員 はい、それでは、[REDACTED]さんの関係でございますが、同じく 11 月 21 日に原

田委員、黒木和昭委員そして私 3 名で確認をし、問題ありませんでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員農業委員会方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退室)

議長 それでは、採決をとります。申請どおり証明するものとして取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。

議長 本日の議案は、全てご審議頂きましたので、ここで協議事項に移らせていただきます。併せて議長も交代いたします。よろしくお願いします。

(議長交代・作田副会長が進行)

14 時 18 分

(協議事項)

議長 それでは協議事項(1)「下段面積(別段の面積)の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議案集 105 ページをお開きください。協議事項(1)「下限面積(別段の面積)の設定について」です。こちら上段にあります■■■■■につきましては、本日 3 条で申請が出されたところになります。下段の■■■■■、■■■■■、■■■■■、こちらの方がですね、今度、空き家バンクに付随した農地ということで 1,000 m<sup>2</sup>に満たないということで申請が出される予定となっておりますので、この度、下限面積の設定摘要区域として設定させてもらうものでございます。106 ページにこの空き家バンクの案件の参考資料で付けております。同じく 107 ページ、赤で囲った所が該当農地となっております。事務局からの説明は以上です。

議長 はい、質疑、意見はありますか。

議長 ありませんか。

議長 それでは、原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 採決をとります。賛成の方は挙手をお願いいたします。 (全員挙手)

議長 全員挙手により、案が成立しました。

(報告事項)

議長 次に、報告事項(1)については冒頭報告がありましたので、報告事項(2)「農地改良届出について」、事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 109 ページをご覧ください。報告事項(2)「農地改良届出について」です。届出者は世羅町■■■■■さんとなります。先月に 3 条で取得されました農地と隣の農地、所有地を■■■■■と■■■■■を合わせて基盤整備を行うということで届け出が出されたものでございます。110 ページに図面を付けております。111 ページの方には、被害防除措置計画がございま

す。1mを超えない範囲の工事ということで、届け出が出されたものでございます。説明につきましては以上です。

議長 それでは、報告事項(3)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」を事務局より報告を求めます。

事務局 はい、112ページです。報告事項(3)「農地法第5条の規定による意見聴取について(回答)」を、報告させていただきます。10月16日広島県農業会議の方で■■■■の太陽光の案件につきまして説明をさせて頂いております。その時、特に異議はないと言う事で回答がございましたので報告させていただきます。以上です。

議長 それでは、報告事項(4)「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、113ページです。報告事項(4) 農業相談関係日誌をご覧ください。11月5日(水)大田自治センターで上野委員さん、荻田委員さんが当番だったんですがお仕事の都合で欠席されまして、私と2名で相談者を待ちましたが、いらっしやいませんでした。以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。何か質疑、意見がありませんか。

(連絡事項)

議長 はい、ありませんので、連絡事項(1)「今後の日程」について、事務局から連絡をお願いします。

事務局 はい、それでは114ページ、最後のページをご覧ください。(議案集により朗読説明)

(連絡事項(1) 今後の日程について内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
12月2日	農業相談	大見自治センター	作田委員・得納委員	9:30
12月2日	せらブランド戦略会議総会	改善センター	会長	14:00
12月8日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館	役員全員	9:30
12月21日	第12回世羅町農業委員会総会	世羅町役場南館	委員全員	13:30

日程の説明については以上です。

議長 はい、その他で事務局から何かありますか。

事務局 (12月21日(月)第12回総会終了後例年通り忘年会を密にならない方法・会場等で開催するか、委員の意見が求められた。)

(協議状況) (新型コロナウイルスによる感染症が懸念される中、実施・方法等対応が協議された。案内通知するが、不参加者があまりにも多数を占める場合、また万一、町内で新型コロナウイルス感染症の発生があった場合等は中止するとの方向で進められた。)

議長 はい、その他、皆さんの方から何かありますか。

会長 (先月農業委員会に対して特定の農地の管理方法について無記名投書があった。11/10、役員3名で現地確認したが、そこまで問題はみられず、畔草刈りがされている状況。農業委員の権限でどこまでできるのか、地域の中で解決ができるのではないだろうか。役員と事務局で話し合った旨、報告。また、無記名のため回答できず。)

議長

はい、それでは、ご意見がありませんので、これを持ちまして第11回世羅町農業委員会総会を終了します。本日の会場の片付けは8番委員さんから14番委員さんをお願いいたします。

(閉会)

14時35分